１５　健　康　教　育

１　学校における健康教育

小・中・高等学校学習指導要領では、学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現をめざした教育の充実に努めることと示されている。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科（高等学校：各教科・科目等　以下同じ）、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間（高等学校：総合的な探究の時間　以下同じ）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること、また、それらの指導をとおして、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが求められている。

上記のとおり、学校における健康教育は「学校保健」「学校安全」及び「学校給食を含む食育」に関する指導を包括したものであり、それらが相互に関連し、児童生徒の健康の保持増進を図っている。

健康教育で育成をめざす資質能力

知識・技能

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

思考力・判断力・表現力等

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

学びに向かう力・人間性等

健康や食、安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

○教科等間相互の連携を図り、教科等横断的な視点で資質・能力を育む。
○学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画を資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保する。
○個々の子どもが抱える課題の解決に向けて、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させる。

（１）学校保健

①保健教育の充実

保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培うことである。

学習指導要領の「保健」に示されている内容について学習するとともに、児童生徒の現代的な健康課題を踏まえつつ、生涯にわたって健康な生活を営むために必要な能力や態度の育成をめざすことが必要である。そのためには、児童生徒の生活実態を的確に把握し、適時性のある指導をすることが大切である。

その中でも以下の２項目について指導の充実を図ることが重点事項としてあげられる。

ア　「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の指導」について

○学習指導要領における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に関する指導内容を十分理解し、適切な指導を行う。

○学校全体の指導計画に基づき、各教科、道徳科、特別活動等、学校教育全体で正しい知識とともに望ましい意思決定や行動選択ができる児童生徒の育成を図る。

○中・高等学校においては、学校保健計画に「薬物乱用防止教室」を位置付けて年１回は必ず開催し、その指導には警察職員や学校薬剤師等の薬物に関する専門的な知識を有する外部指導者を活用して充実を図る。また、小学校においても、地域や児童の実態を考慮しながら開催に努める。

イ　「性に関する指導」について

○学習指導要領の性に関する指導の内容に基づいて、適切に実施する。

○心身の発育・発達や心身の健康（高等学校では、性感染症等の予防も含む）などに関する知識を体育科保健領域（小学校）、保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科科目「保健」（高等学校）において確実に身に付け、特別活動等で、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、これらを関連付けて行う。

○児童生徒の発達の段階を踏まえる。

○学校教育活動全体で共通理解を図る。

○家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得る。

○集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行う。

②保健管理の徹底

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察をとおして、心身の発育・発達段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（疾病等の通知、保健指導、健康相談等）、特に配慮を必要とする児童生徒への適切な対応が必要である。

また、感染症発生時や災害などの非常事態に備えて、校内の連絡体制、保護者への連絡、学校医及び医療機関との連携方法等、緊急連絡体制を理解しておく必要がある。

③心のケアの充実

児童生徒は、不安やストレスなど様々な心の健康問題をもっている。これらの問題に素早く気づき、その解決を図るために、日常の健康観察に重点を置き学校と家庭が連携を図り、

その指導にあたる。また、そのための体制を確立することが重要である。全教職員の共通理解に基づき、関係機関（学校医やスクールカウンセラー等の専門家）との効果的な連携を図った相談体制づくり、保健室の機能や養護教諭の役割を生かした指導等、教職員が相互に連携した体制の充実が必要である。

④学校環境衛生活動の推進

学校保健安全法に学校環境衛生基準が規定されたことからもわかるように、学校環境衛生の適切な維持及び管理は、児童生徒の健康を守るために必要であり、学校薬剤師の指導助言のもとに行わなければならない。学校における感染症や食中毒の発生防止のためには、学校環境衛生活動として、飲料水の水質管理をはじめ、水泳プールの水質及び付属施設・設備の管理、学校給食の衛生管理等の徹底が極めて重要である。

また、照度・照明環境、騒音レベル等も児童生徒の学習活動に影響を与える。さらに、近年、ホルムアルデヒドに代表する揮発性有機化合物や微量な化学物質に起因する健康課題への対応等も求められている。

⑤学校保健活動の推進

学校保健計画に基づき、児童生徒保健委員会や学校保健委員会等と連携して、児童生徒が自主的な保健活動の推進に努めるように工夫する。

（２）学校安全

①学校安全の充実

学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

さらに、児童生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められており、自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つである。

学校安全の活動は、児童生徒が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることをめざす安全教育と、児童生徒を取り巻く環境を安全に整えることをめざす安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という３つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は、学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。

また、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

②計画的な指導

全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である「学校安全計画」を立案し、策定後も、様々な事故等、自校を取り巻く安全上の課題やその対策

を検証し、毎年見直すなどＰＤＣＡサイクルを構築することが必要である。

また、その計画には、少なくとも①学校の施設及び設備の安全点検（安全管理）、②児童生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導(安全教育)、③職員の研修に関する事項（安全に関する組織活動）を盛り込む必要がある。（学校保健安全法第２７条）

③安全教育の充実

安全教育の目標は､日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することである。各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。

ア　安全教育の内容

○生活安全：日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

○交通安全：様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車）等の利用ができるようにする。

○災害安全：様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

イ　安全教育の進め方

安全教育は、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科等、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう、学校教育活動全体を通じて計画的な指導が重要であり、そのためには、学校安全計画に適切かつ確実に位置付けるなど、全教職員が理解しておく必要がある。

④安全管理の徹底

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図るようにすることである。

安全管理は、安全教育と関連させながら活動を展開することで効果的となり、学校における安全が確保される。さらに、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、できる限り、児童生徒や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により安全管理の取組が充実する面もある。

学校においては、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

⑤組織活動の充実

安全教育と安全管理を効果的に進めていくためには、これらの活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要である。とりわけ、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、全教職員がそれぞれ果たすべき役割を踏まえて一体となって取り組むことが重要である。

また、安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校等で全てを担うことは困難であること、児童生徒が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠である。学校と家庭、地域の関係機関・団体等の連携した具体的な活動としては、学校や登下校時における児童生徒の安全を確保するよう、スクールガード（学校安全ボランティア）等の活動の推進、地域安全マップの作成等がある。

さらに、常に最新の情報が活用できるように、ネットワークの整備と適切な利用を促進していくことも重要である。

（３）食育・学校給食

①食育の充実

生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、児童生徒一人一人が望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるようにしなければならない。

平成２１年４月１日に改正された学校給食法では、学校給食の目標（第２条）に、生命及び自然を尊重する精神を養うこと、伝統的な食文化への理解を深めることなど、新たに食育の観点が示された。

また、学習指導要領解説総則編に、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならないことが明記されている。

学校における食育の充実を図るには、児童生徒の実態や課題を整理し指標を設定した上で、食に関する指導の全体計画を作成し、教育活動全体をとおして教科横断的に食に関する指導に取り組む必要がある。その際、栄養教諭・学校栄養職員の専門性を生かす工夫や、家庭や地域との連携を図りつつ、発達段階に応じて、計画的、継続的に行うことが重要である。

なお、小・中学校においては、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

②給食指導の充実

食育の観点を踏まえた学校給食は、児童生徒に安全安心で栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、好ましい人間関係を育てることをねらいとして行われる教育活動である。

食生活や食習慣等の諸課題を踏まえ、保護者や関係機関との連携のもとに個に応じた給食指導を行い、自らが課題を進んで解決していく態度を身に付けさせていくことが大切である。

③衛生管理の徹底

児童生徒に衛生的で安全安心な食事を提供することは、学校給食の基本条件である。万一食中毒等が発生した場合には、児童生徒の健康を損なうとともに、社会的影響は大きく、学校給食の意義まで問われることになりかねない。

学校給食の衛生管理を徹底するために、学校では、より一層の衛生管理の自主点検を励行するとともに、安全な給食を実施できる体制を整備するなどして、「学校給食衛生管理基準」

（学校給食法第９条）に基づいた衛生管理の徹底を図ることが求められる。特に、給食の配食を行う児童生徒の健康状態を確認することや食中毒等の対応マニュアルを確認し、各々の役割等を十分把握しておくことが重要である。

④食物アレルギー対応の充実

食物アレルギーを有する児童生徒への学校給食の提供については、各学校のマニュアルに基づき、誤配や誤食を防止するとともに緊急時の対応についても把握しておく必要がある。

（４）救急体制（例）

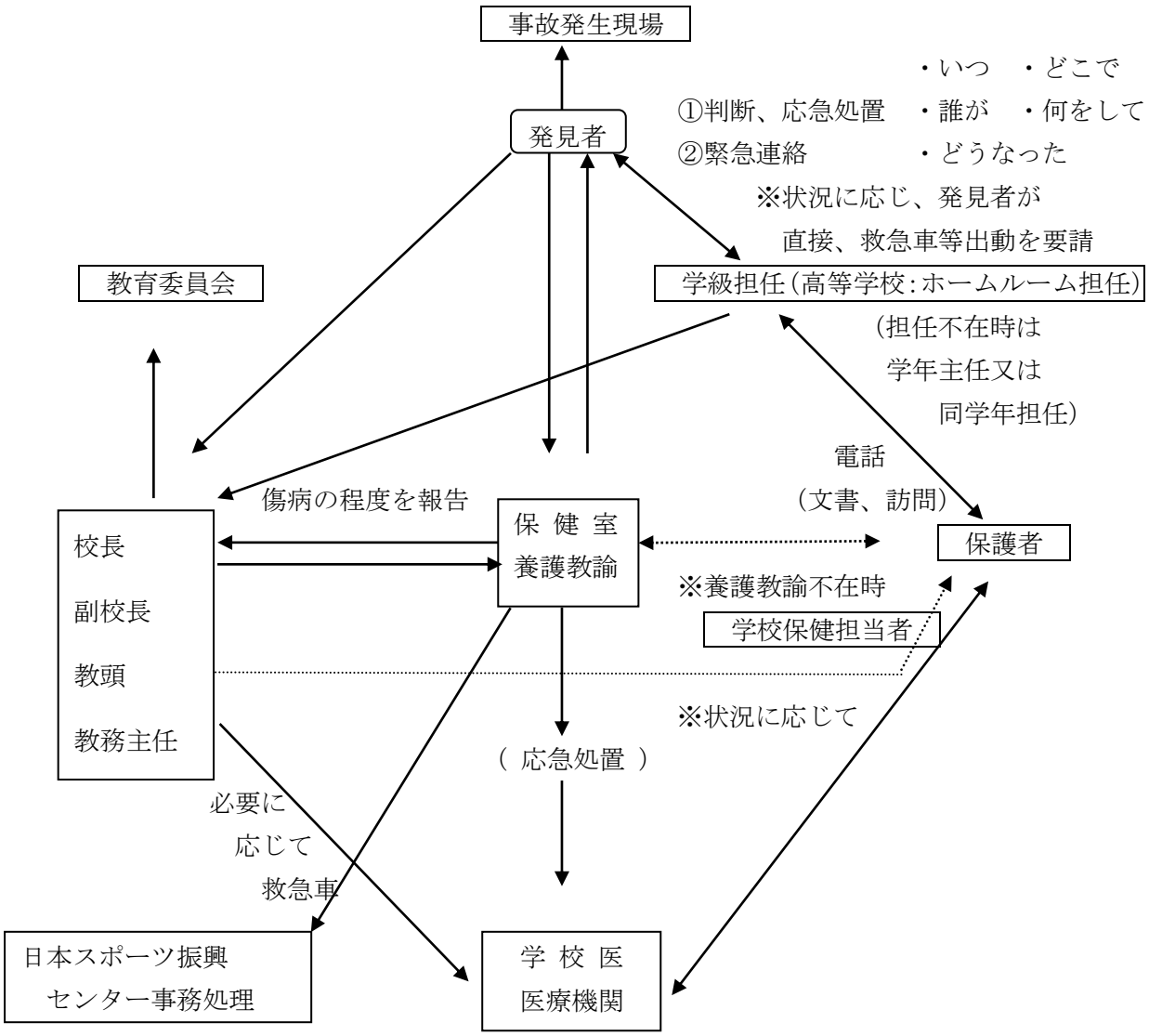

２　健康教育を進めるために

（１）学校保健計画・学校安全計画・食の指導に関する全体計画

学校においては、健康教育を推進するため、「学校保健計画」、「学校安全計画」、「食に関する指導の全体計画」について各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意する。

健康・安全・食育に関する教育活動は全教職員がそれぞれ役割を分担して行う活動である。そのためには計画の段階での共通理解、認識が大切である。

また、担任として「学校保健計画」、「学校安全計画」、「食に関する指導の全体計画」をもとに、学級（高等学校：ホームルーム　以下同じ）の健康・安全・食育の課題を把握した上で具体的な指導計画を立て、学級経営に生かしていかなければならない。

（２）学校保健委員会

①学校保健委員会がめざすもの

学校保健委員会は児童生徒の心と体の健康について、学校と家庭そして学校をとりまく地域ぐるみで意見を交換し、考え、実践活動をする組織である。学校保健の原点は、心豊かで、健やかな体、たくましく生きていこうとする力を兼ね備えた児童生徒の育成にある。

そのためには、学校だけでなく家庭や学校をとりまく地域の協力が必要になる。これは学校を今までより一層地域に開かれた、そして地域に結びついたものにする活動となる。学校保健委員会を核として、学校安全や性に関する指導、食育など学校の健康課題に応じて、委員会のあり方を弾力的に考えていくことが大切である。

②学校保健委員会の構成（例）

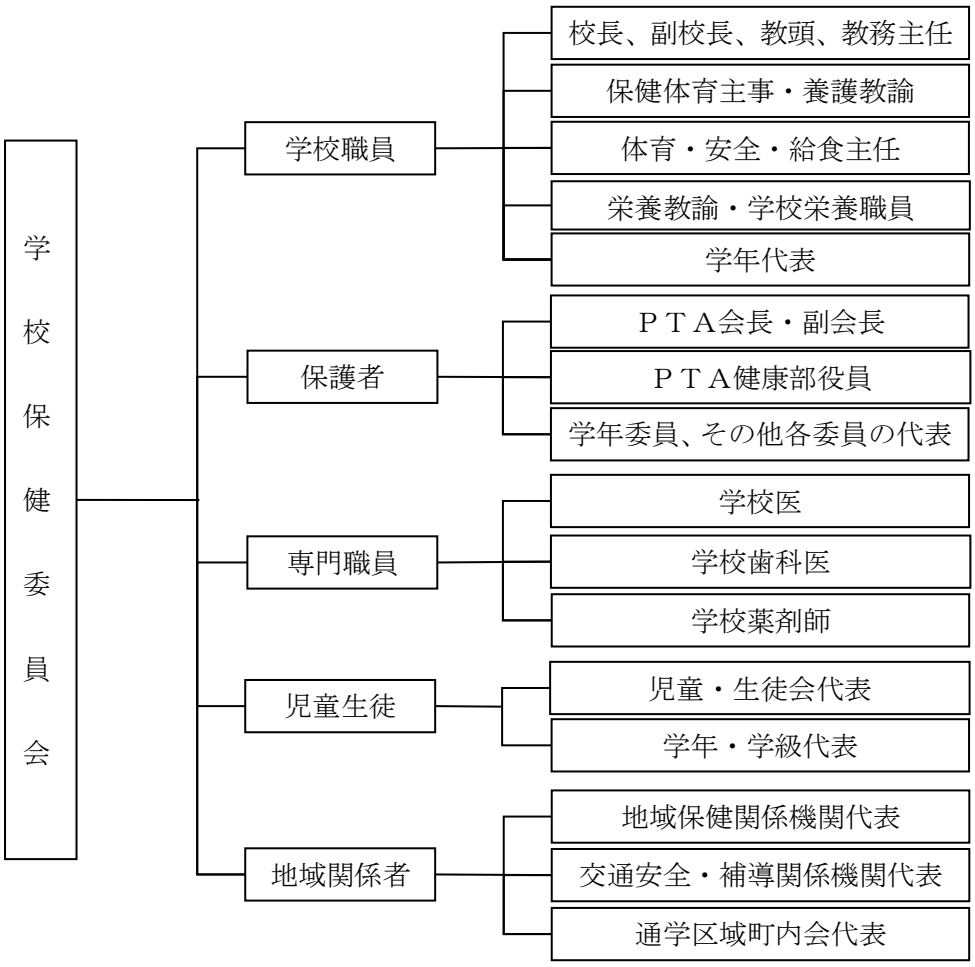

③学校保健委員会の議題（例）

○かぜの流行と予防　　○食生活
○プールの安全と健康　　○歯と口の健康
○体力づくり　　○テレビ視聴時間と視力
○睡眠と健康　　○夏休みの健康生活
○学校・家庭で行う性に関する指導

○インフルエンザ等感染症への対応
○防災教育と防災対策
○通学路の安全　　等

3　健康教育に関する教職員の主な役割

（１）校長・副校長・教頭

①学校で行う健康教育（健康管理）を総括、掌握する。
②学校保健安全及び学校給食に関する法令・通達・規則等を職員に周知徹底する。
③学校教育目標に沿って、健康で心豊かな児童生徒を育てるため学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導計画等を立てる。
④学校保健委員会を組織する。
⑤地域の関係機関・団体と連絡を密にする。

（２）保健体育主事

①自校の健康課題を明らかにし、改善点・重点を明確にする。
②養護教諭の協力のもとに学校保健計画を立案する。
③学校保健委員会の運営にあたる。
④健康教育活動推進のため、体育・安全・給食・生徒指導の主任、または学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携を図る。
⑤教職員の健康教育を推進する。（疾病、性、心の健康などの研修会を計画・実施する。）
⑥ＰＴＡ、保健所、安全協会などの地域の保健関係職員と連携を図り協力を得る。

（３）養護教諭

①健康情報を把握し、自校の健康課題をつかみ、学校保健計画、保健室経営計画の立案に役立てる。
②健康情報を教材化し、指導資料を作成する。
③健康な生活について児童生徒を指導する。（学校行事、児童生徒保健委員会、学級活動、児童会・生徒会活動など）
④学級担任の行う保健教育等に協力する。
⑤心身の健康に課題をもつ児童生徒の個別指導にあたる。
⑥学校環境衛生の日常的な点検に参画する。
⑦健康診断・健康相談の計画実施、事後指導にあたる。

（４）学級担任

①児童生徒の発育、体力、性格、健康状態を、十分把握した上で指導にあたる。
②学校環境衛生についても日常点検を実施し維持、改善に努める。
③学校生活の中で、あらゆる機会をとおして学習、遊び、食事、休養など健康で安全な生活についての基礎を習得させるなど健康教育に関する具体的実践を担う。
④学校保健計画・学校安全計画の立案、実施にあたっては必要な提言・協力をする。

（５）教務主任

保健・安全・給食主任や特別活動担当等との連携を図り、健康教育が教育活動全体で行わ

れるようにする。

（６）給食主任・栄養教諭・学校栄養職員

①給食主任は、学校給食の分掌を統括し、児童生徒の望ましい食習慣形成のための諸計画や指導を、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員の協力を得ながら推進する。

②栄養教諭は、食に関する指導の全体計画作成段階から積極的に参画し、学級担任や各教科等の担任と連携して指導を行うなど、食育推進のコーディネーターとしての役割を担う。学校栄養職員は、望ましい食生活に関し、専門的立場から学級担任等を補佐して、連携しながら指導を行う。

（７）安全主任・校内安全担当等

①安全意識を高めるために、避難訓練や安全教室等、創意工夫のある学校行事を計画し、安全教育を推進する。

②安全管理の徹底を図るとともに、安全対策の推進を図る。

（８）学校医、学校歯科医、学校薬剤師

①学校保健計画、学校安全計画の策定に参画し、専門的な立場から指導助言を与え、効果的な活動を促進させる。

②学校保健委員会に出席し、健康課題、健康生活について指導助言する。・

③健康診断、健康相談、保健指導、疾病の予防、学校環境衛生など学校保健全般について指導助言する。

【参考資料】

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省　令和３年６月）
「改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」（文部科学省　令和３年３月）
「鳥取県学校における食物アレルギー対応基本方針（改訂版）」
（鳥取県教育委員会　令和３年２月）
「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」（文部科学省　令和２年３月）
「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」（文部科学省　平成３１年３月）
「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（文部科学省　平成３１年３月）
「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省　平成３１年３月）
「平成３０年度鳥取県学校教育のめざすもの」（鳥取県教育委員会　平成３０年３月）
「鳥取県学校保健委員会実践事例集」（鳥取県学校保健会　平成３０年２月）
「高等学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成３０年７月）
「高等学校学習指導要領解説　保健体育編」（文部科学省　平成３０年７月）
「高等学校学習指導要領解説　家庭編」（文部科学省　平成３０年７月）
「特別支援学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成３０年３月）
「小学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成２９年７月）
「中学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成２９年７月）
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（文部科学省　平成２９年３月）
「鳥取県性に関する指導の手引き」（鳥取県教育委員会　平成２８年３月）
「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省　平成２７年３月）
「学校における食育ハンドブック」（鳥取県教育委員会　平成１８年・１９年・２０年）

１６　図　書　館　教　育

１　学校図書館の機能・役割

学校図書館法第２条で、学校図書館は、「図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」と定義づけられている。

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場でもある「読書センター」としての機能、児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、そして、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての３つの機能を有している。さらに、教員のための資料の収集、整理・保存、提供を行う「教員サポート」機能も併せもつとともに、全ての子どもたちが心身ともに安心して過ごせる「心の居場所」でもある。

また、学校図書館には、視覚による表現の認識が困難な児童生徒にとって、利用しやすい書籍及び電子書籍等、読書環境の整備が求められている。

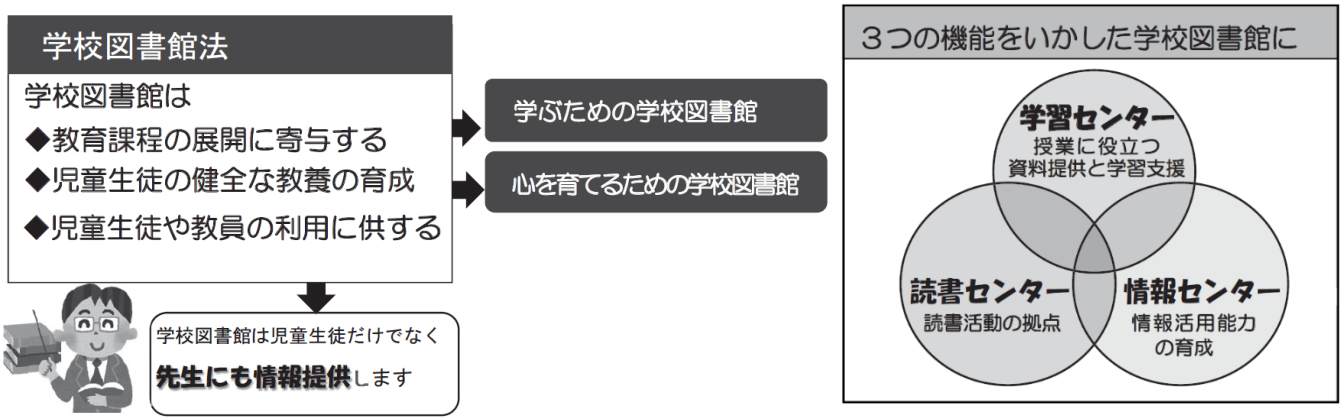

小学校学習指導要領解説総則編（平成２９年７月）では、「第３章　教育課程の編成及び実施」「第３節　教育課程の実施と学習評価」に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」（中学校・高等学校学習指導要領では「児童」は「生徒」）と示されている。これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

２　とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（改訂版）

鳥取県教育委員会では、児童生徒の生きる力や主体的に学ぶ力の育成に向け、就学前から小・中・高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を進める上での指針となる「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」を平成２８年３月に策定した。このビジョンの基本的な考え方を引き継ぎつつ、ふるさとキャリア教育、ＧＩＧＡスクール構想へ対応等の新たな課題への取組を盛り込み、令和４年３月に改訂した。

（１）鳥取県の学校図書館活用教育で目指す方向

①人と情報を結ぶ（つなげる）

・学校図書館は、児童生徒の読書や授業活用に必要な資料・情報等を十分に提供する。

・学校図書館は、地域の人材や公民館、博物館、美術館等の施設と連携し、児童生徒の学習を地域とつなぎ、多様な学びを支援する。　等

②学びを豊かにする（ひろげる）

・学校図書館を学校教育の中核機能として捉え、学校長を中心として学校全体で学校図書館の活用推進に取り組む。

・学校図書館は、デジタルコンテンツも含めた情報提供の向上を目指し、ＧＩＧＡスクール構想への対応やＩＣＴ活用教育との連携を強化する。　等

③未来をつくる（そだてる）

・学校図書館は、「ふるさとキャリア教育」を推進し、鳥取県に誇りと愛着を持ち、将来にわたり、ふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人を育てる。

・読書の場としてだけなく、自己実現のための場として、公共図書館等を利用できる大人へと導く。　等

（２）学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力

学校図書館の一層の機能向上や活性化を図るためには、学校図書館におけるＩＣＴ活用がより重要になる。児童生徒には、印刷メディア、電子メディア等多様な学校図書館資料に触れ、自ら学習課題を設定し、情報を収集し、調べ、課題を解決し、結果をまとめ、発表し、そして、自己の学びを評価するに至るまでの学び方を系統的に身につける必要がある。鳥取県の一貫した学校図書館活用教育をとおして、幼児期から本に親しむことを基盤として、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校へと発達段階に応じて学び方のスキルである情報活用能力を系統的・螺旋的に習得し、児童生徒自身の将来、進路に生かし、キャリア教育や生涯学習につなげていきたい。

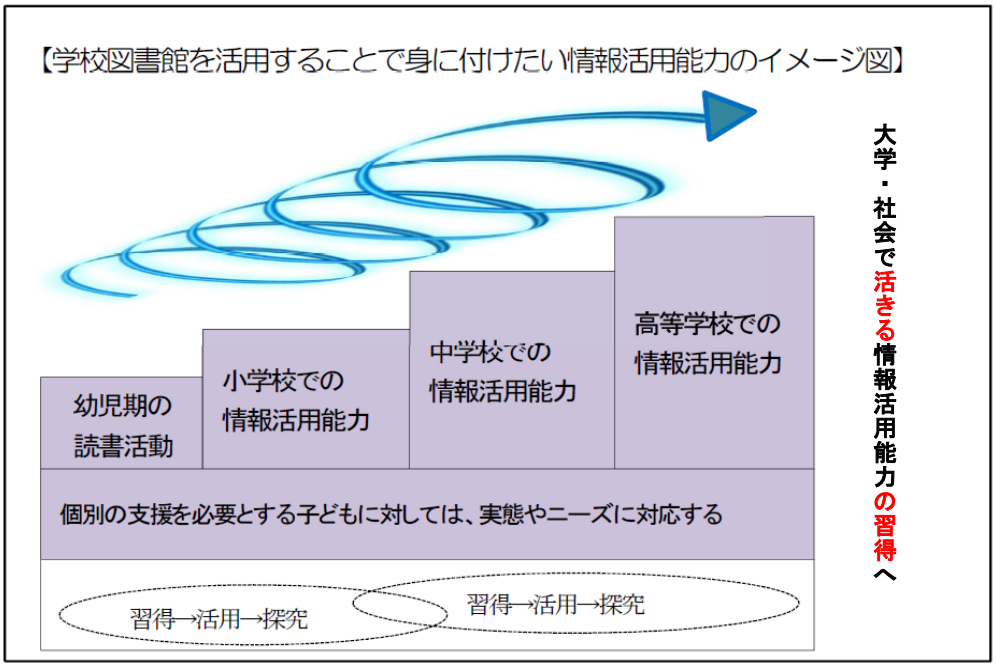

学校図書館の機能を活用することで身に付けたい情報活用能力（系統表）

	幼稚園・保育所・認定こども園	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校	高等学校	学習指導要領に基づいた体系表との主な関連項目
育てたい子ども像	◆絵本や物語を楽しみ、表現することを楽しむ子ども	◆読書や調べる楽しさを知り、図書館の正しい利用の仕方を身につけた児童	◆いろいろな種類の資料を読み、課題解決に向けて、友達と関わり合いながら意欲的に学ぶ児童	◆目的に応じて、図書館の資料を適切に利用し、学び方を身につけ、課題解決に向けて主体的・協働的に学ぶ児童	◆主体的に考えて判断し、課題解決に向けて多様な資料から必要な情報を活用することを通して、主体的・協働的に学び続ける生徒	◆将来の進路を見据え、自己実現のための課題解決に向けて、的確な情報を適切に活用することを通して主体的・協働的に学び、自分の考えを表現する生徒	
課題の設定		○身近なことや経験したことなどから興味・関心に応じて学習課題を決める。	○興味・関心に応じて具体的な課題を決める。	○目的を理解し、適切な学習課題を決める。	○学習課題を解決するための適切な資料や収集方法について考え、具体的な学習課題を立てる。	○中学校までの知識やスキルを基に学習課題を解決するための資料の読み解きや収集方法について検討しながら、適切な学習課題を立てる。	G A−①
情報の収集	○読み聞かせを楽しむ。 ○好きな本を見つけ絵本を楽しみながら読もうとする。	○題名や表紙などに着目して必要な図書を見つける。 ○資料の中から目的に合わせて情報を選ぶ。	○目的に応じて、図書資料及びインターネット等の複数の資料の中から必要な資料を集める。 ○二つ以上の情報の中から、目的に合ったものを選ぶ。	○目的に応じて、図書資料及びインターネット等の複数の資料の中から課題解決に役立つか判断し、資料を集める。 ○複数の情報の中から、適切な方法を使って課題解決に必要なものを選ぶ。	○目的や意図に応じて多様な情報源を活用し、必要な各種資料を検索する。 ○複数の情報を適切に比較、検討、分類し、情報の持つ価値や希少性等を判断しながら情報を選択する。	○自分の設定した課題が見通しを持って解決できるか考察しながら、根拠となる多様な資料収集をの確に行う。 ○目的に応じて多岐にわたる検索方法で情報の特性を生かした様々な資料を選ぶ。 ○常に複数の情報を適切に比較、検討、分類し、情報の持つ価値や希少性等を判断しながら情報を選択する。	G A−① G B−①
整理・分析	○友達や先生の話を関心をもって聞こうとする。 ○図鑑を見て楽しく調べようとする。 ○友達の思いを受け止めようとする。	○簡単な絵や図、表などを用いて情報を整理する。	○情報同士のつながりをみつけたり、観点を決めた簡単な表やグラフなどや習得した「考えるための技法」を用いて整理する。	○目的に応じた表やグラフ、「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理する。	○目的や状況に応じてデータを統計的に整理したり、「考えるための技法」を組み合わせて活用したりして整理する。	○目的や状況に応じてデータを統計的に整理したり、「考えるための技法」を自在に活用したりして整理する。	G B−①
		○共通と相違、順序などの情報と情報との関係を捉える。	○考えと理由、全体と中心などの情報と情報との関係を捉える。	○原因と結果など、情報と情報との関係を捉える。	○複数の情報を目的に応じて比較、分類、関連づけ、多面的・多角的に分析する。 ○情報を整理して、目的や意図に応じてわかりやすく要点を押さえて自分の意見の関係性を考えてまとめる。 ○意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係を捉える。	○自分の考えとは異なる意見の資料も取り入れ、様々な考えや解釈のあることを理解した上で総合的に判断して活用する。 ○主張と論拠、主張とその前提や反証、個別と一般化等の情報と情報との関係を捉える。	G B−②
まとめ・表現	○生活の中で必要な言葉を使おうとする。 ○考えたことを自分なりに表現しようとする。 ○自分の思ったことを相手に伝えようとする。 ○友達や先生とのコミュニケーションを楽しむ。	○気づいたことや分かったことを記録し、自分の言葉でまとめる。	○必要な情報を箇条書きで要点をまとめる。	○事実、引用、要約などと自分の考えを区別して分かりやすくまとめる。 ○構成、レイアウトを工夫したり、絵や文、グラフ、図や表などを使ったりして、効果的にまとめる。	○様々な情報を比較、分類、単純化したり、情報を追加したり、再構築したりする。 ○情報を整理して、目的や意図に応じてわかりやすく要点を押さえて自分の意見の関係性を考えてまとめる。	○目的に応じて選択した資料を論理的に読み解き、資料を多面的、多角的に分析し自分の課題に関連付けることができる。 ○選択した情報を自分の意見と比較、分析しながら構成を考え、論点をまとめる。	G B−①
		○相手を意識し、順序に気をつけて、わかりやすく表現する。	○表現方法を相手に合わせて選択し相手や目的に応じ、自他の情報を組み合わせて適切に表現する。	○目的や意図に応じて複数の表現手段を組み合わせて表現し、聞き手とのやりとりを含めて効果的に表現する。	○表現手段の特徴を理解し、目的、意図に応じて情報を統合して表現する。 ○情報発信手段としての機器の特徴を理解し、根拠を明確にして効果的に伝達する。	○表現手段の特徴を理解し、目的、受け手の状況に応じて適切で効果的な組み合わせを選択・統合し表現する。 ○情報発信手段としての機器の特徴を理解し、根拠を明確にして最も効果的な方法で伝達する。	G B−①
振り返り・改善		○教師と共に課題を決め、内容の見通しを持って課題解決できたか振り返る。 ○友達の表現のよいところを見つけて感想を伝え合う。	○具体的な課題を決め、内容の見通しを持って計画を立て、課題解決できたか振り返る。 ○友達の表現のよさについて意見を述べ合う。	○課題が適切で、見通しを持って内容や方法について学習を立て、解決することができたか振り返る。 ○学習や学習過程について友達の表現のよさを伝えたり、助言したりする。	○課題が明確なもので、課題解決に向けての内容、方法、表現が効果的であったか振り返る。 ○表現、伝達されたものの中から、課題解決のために集めた情報の有効性、必要性、信頼性を判断し話し合う。	○課題設定から調査、発表までの一連の取組みについて、客観的な自己評価を行う。 ○課題設定から調査、発表までの一連の取組みについて、客観的な相互評価を行い、自分の学びにいかす。	G C−①

学校図書館の利用に支援を必要とする子どもについては、実態やニーズに応じて、柔軟かつ適切な指導を行う。

※「振り返り・改善」は、探究的な学習の過程ごとにも行う。
※関連項目の G は、「学習指導要領に基づいた情報活用能力体系表」と特に関連があるもの。A は知識及び技能、B は思考力・判断力・表現力等、C は学びに向かう力、人間性等を示している。 A−①は情報と情報技術を活用して問題の発見・解決の方法を身に付ける。B−①は情報を結びつけて新たな意味を見出したり、問題発見・解決に向けて適切かつ効果的に情報を活用する。B−②は様々な事象を情報と結び付けて捉える。C−①は情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して社会に参画し、発展に寄与しようとする。を示している。
※幼稚園指導要領、保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領、学習指導要領、鳥取県教育振興基本計画を基本に、全国 SLA「情報資源を活用する学びの指導体系表」、横浜市教育委員会「学校図書館教育指導計画の手引き」、京都市教育センター「学校図書館の活用を通して付けたい力系統表（小・中学校版）」、松江市学校図書館支援センター「学び方指導体系表」を参考に作成

学習指導要領に基づいた情報活用能力体系表はこちら→

この系統表は、就学前から高等学校まで一貫した学校図書館活用教育をとおして、発達段階に応じた情報活用能力を育成することを目的に、育てたい子ども像とともに、５つの学習プロセス（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現、振り返り・改善）毎に子どもたちに習得させたい力を示している。系統表には、ＩＣＴ活用の視点を追加し、「学習指導要領に基づいた情報活用能力体系表」（令和４年度とっとりＩＣＴ活用ハンドブック増補版掲載）との主な関連項目を右端に示している。

３　学び方を学ぶ学校図書館の利活用と図書館資料

児童生徒の情報活用能力を育て、主体的に学ぶ姿勢を身に付けさせるために、学校図書館全体計画を策定するとともに、校内で作成した「情報を活用する学び方の指導内容体系表」「学校図書館活用年間計画」等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。

また、各教科において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。児童生徒は、学校図書館の資料や情報を利活用して、探究的な学習を繰り返し経験することにより、情報を適切に収集・選択・活用する技能を身に付けることをとおして、推論する力や見通す力などを身につけ、これまで経験したことのない状況にも対応できるようになる。つまり、学校図書館の利活用は学び方を学ぶことでもある。

また、図書館資料については、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料（各種記録媒体に記録・保存された資料、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ等））等の図書以外の資料が含まれている。これらの資料を児童生徒の実情を踏まえながら効果的に組み合わせて活用することが重要である。また、児童生徒の学習成果としての作品も、図書館に保存、展示することで、図書館資料として積極的に活用していきたい。

【学校図書館活用年間計画（例：小学校　５年　一部抜粋）】

重点目標	育てたい子ども像			◆目的に応じて、図書館を適切に利用し、学び方を身につけ、
	学校図書館を活用することで身に付けさせたい情報活用能力	探究活動	課題の設定	A 目的を把握し、適切な学習課題を決める。
			情報の収集	B 目的に応じて、複数の資料の中から課題解決に役立つか判断し、資料を選ぶ C 複数の情報の中から、適切な方法を使って課題解決に必要なものを選ぶ。
			整理・分析	D 事実、引用、要約などと自分の考えを区別し、分かりやすくまとめる。
			まとめ・表現	E 構成、レイアウトを工夫したり、絵や文、グラフ、図や表などを使ったりして、目的や意図に応じて効果、 F 考えたことや自分の意図が分かるように、構成を工夫しながら、目的や場に応じて伝達する。 G 課題が適切で、見通しを持って内容や方法について学習を立て、解決することができたか振り返る。 H 学習課題や学習過程について友達の表現の良さを伝えたり、助言したりする。
	読書活動			I 並行読書等、発展的な読書により、単元内容を深める。

	4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月
国語	「図書館を使いこなそう」「なまえつけてよ」 B I	「見立てる/言葉の意味が分かること」 I	目的に応じて引用するとき D	本は友達「作家で広げるわたしたちの読書」 I E	「新聞を読もう」 C D E	「固有種が教えてくれること/統計資料の読み方/グラフや表を用いて書こう」 B C F	「古典芸能の世界」 I
	NDCの仕組みを知り図書館を活用する。関連読書をする。	言語や文化の違いについて書かれた本を読む。	引用の仕方を知る。情報カードの活用の仕方を知る	作家に着目して、読み広げる。紹介カードを書く。	新聞の作りや工夫を知り、読み方を身に付ける。	統計資料の読み方を知る。	落語を読む。
社会	「世界の中の国土」	「低い土地（高い土地）のくらし」 C D	「あたたかい土地（寒い土地）のくらし」 C D	「米づくりのさかんな地域」 B C	「これからの食糧生産とわたしたち」 C	「私たちの生活と工業生産」 C D E	「情報化した社会と産業の発展」 C
	地球儀や地図、資料を使って、世界の国々の国土や国旗などについて	各地域の特徴を地域の資料から読み取りまとめ	各地域の特徴を地域の資料から読み取りまとめ	インターネットを使って調べる。	年鑑を活用する。グラフや表を読み取る。	工業について調べてまとめる。	様々なメディアの特徴を知る。

上掲の学校図書館活用年間計画は、鳥取県立図書館ＨＰ上にある学校図書館支援センターのサイトに「学校図書館を活用した年間計画作成のための資料」として東・中・西部地区、学年ごとに小学校版、中学校版の様式を掲載している。

４　豊かな心と学ぶ力を育てる読書活動の工夫

児童生徒が自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けるようにすることが大切である。そのためには、児童生徒の読書の実態や発達段階に応じて、読書の楽しさや大切さを知るきっかけをつくり、読書体験を広げ深めることが必要である。課外での読書活動のみならず、各教科等の授業の中で、読書活動、読書指導を行いたい。

《参考例》

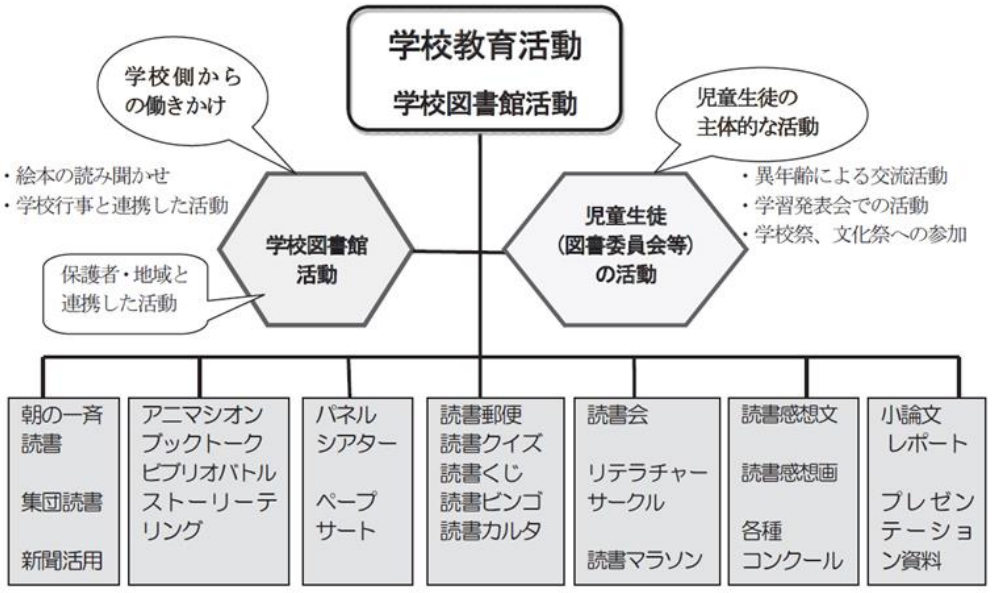

５　司書教諭、学校司書の職務

（１）司書教諭とは

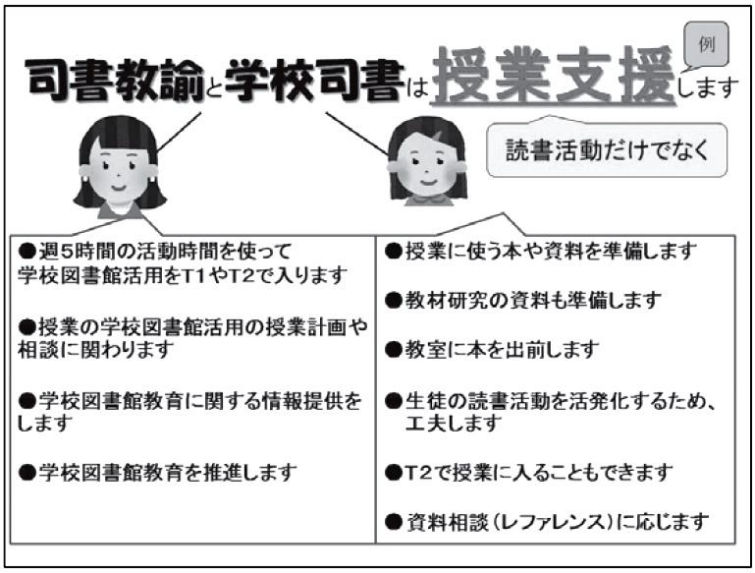

司書教諭とは「司書教諭」の資格を有し発令された教諭である。平成１５年度から、県立学校は県教育委員会発令、市町村立学校は市町村教育員会発令により学校規模にかかわらず全公立小・中・高・特別支援学校に司書教諭が配置（兼務を含む）されている。

《司書教諭の活動例》

○学校図書館運営計画の立案・実施
○図書館年間利用計画のとりまとめ
○図書館利用指導・ガイダンス
○教員向け情報提供・教材等準備への協力
○学校図書館を利用した児童生徒の指導
○情報活用能力に関する指導及び支援
○読書指導に関する教員への助言・研修
○読書活動の企画・実施
○学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修　　等

司書教諭には読書活動等を通じて豊かな人間性を育成する見識、学校の教育課程の展開と各種資料の活用に対する深い理解や見識、学校図書館の経営能力、情報教育の担い手としての力量や柔軟性、知的探究心、コミュニケーション能力などの資質を備えることが期待されている。

（２）学校司書とは

学校司書とは、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校司書は、学校教職員の一員として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

また、学校司書は、単独で授業を行うことはできないが、学級担任や教科担任とティーム・ティーチングを行う中で、授業を支援することは可能である。

《学校司書の活動例》

○学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備
○読書活動の推進や読む力の育成のための取組の実施
○司書教諭や教職員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の整備
○児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援
○図書館資料を活用した児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応
○情報活用能力の育成のための授業における支援　　等

学校司書は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

６　保護者、地域等との連携協力

学校図書館には、自校の教育課程の展開に寄与する情報・資料が整備されていることが必要であるが、自校の蔵書だけでは限界がある。そのため、市町村図書館等との連携は欠かせない。また、保護者や地域社会の図書館関係者、読書ボランティアとの連携協力を進め、学校図書館が地域に開かれ、生涯学習にも貢献するよう努める。

【参考資料】
◇「1 人 1 台端末環境下における学校図書館の積極的活用及び公立図書館の電子書籍サービスとの連携について（事務連絡）」（文部科学省　令和４年８月）
◇「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン改訂版」（鳥取県教育委員会　令和４年３月）
◇「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行について（通知）」（文部科学省　令和元年７月）
◇「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン第４次計画」（鳥取県教育委員会　平成３１年３月）
◇「平成３０年度　鳥取県学校教育のめざすもの」（鳥取県教育委員会　平成３０年３月）
◇「高等学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成３０年７月）
◇「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成３０年３月）
◇「小学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成２９年７月）
◇「中学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成２９年７月）
◇「学校図書館の整備充実について（通知）」（文部科学省　平成２８年１１月）
◇「学校図書館ガイドライン」（文部科学省　平成２８年１１月）
◇「学校図書館活用ハンドブック」（鳥取県教育委員会　平成２８年３月）
◇「みんなで使おう！学校図書館」（文部科学省　平成２７年４月）

１７　国際（理解）教育

１　国際（理解）教育の推進

（１）国際（理解）教育とは

国際教育とは、「国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成する」教育である。そのねらいは、自己を確立し、他者を受容し共生しながら、発信し行動できる力を育成することにある。これは、平成１７年８月の「初等中等教育における国際教育推進検討会」の報告で打ち出されたものある。それ以前は「国際理解教育」と呼ばれることが多く、異文化理解に重点を置いていた。

（２）国際（理解）教育で育成をめざす資質・能力

国際化した社会において、我が国の子どもたちが自立した個人として、いきいきと活躍できるよう、初等中等教育段階においては、すべての子どもたちが次の資質・能力を身に付けることができるようにすべきである。

①異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力
②自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立
③自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力

【第３期教育振興基本計画（平成３０年６月１５日閣議決定)】の「第２部 今後５年間の教育政策の目標と施策群」にも国際（理解）教育について、次のように明示されています。

２．社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標　（７）　グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。（測定指標：日本人高校生の海外留学生数を６万人にする。等）

施策

・伝統や文化等に関する教育の推進
・英語をはじめとした外国語教育の強化
・国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援
・日本人生徒・学生の海外留学支援
・外国人留学生の受入れ環境の整備

２　教育課程編成上のポイント

（１）螺旋的な課題探究・解決型の学習プロセス

国際社会に通用する主体性や発信力は、体験的な学習や問題解決的な学習などを通じて、ものごとに柔軟に対処する力や、問題解決能力やコミュニケーション能力等を身に付けることによって育成されていく。

例）小学校 第６学年 社会科「日本とつながりの深い国々」（２内容（３）（ア））

（２）学校の教育活動全体の中で取り組む

国際（理解）教育における教科等横断的な課題を理解するためには、教科（高等学校：教科・科目　以下同じ）等における学習で培われる知識や技能等が不可欠である。各教科等における学習と「総合的な学習（探究）の時間」の関連を常に意識するなど、授業に広がりと深まりをもたらすことが重要である。

例）中学校 社会、総合的な学習の時間、道徳～地球市民の一員としてできることを考える～

（３）学校や地域の実態に応じた実践

子どもたちの身近な課題を子どもたちが実感できる形で取り上げることが大切である。身近なところから世界とのつながりを感じ、学校における国際（理解）教育の充実・活性化を図る。

例）中学校 総合的な学習の時間「地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観」

（４）幅広い経験と知識を有する人材や組織の活用

学校の内外には、国際（理解）教育について幅広い経験と知識を有する人材や組織等が多数存在している。これらの人材や組織等の国際（理解）教育資源を最大限に活用し、身近なところから世界とのつながりを感じ、学校における国際（理解）教育の充実・活性化を図ることが大切である。

例）留学生、国際機関、地域国際交流協会、学協会、NPO（非営利組織）、NGO（非政府組織）、ボランティア団体、企業関係者

鳥取県教育振興基本計画（平成３１（２０１９）年度～２０２３年度）でも、基本理念を支える力として、「グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力」を掲げています。

【参考資料】
◇「令和２年度　鳥取県学校教育のめざすもの」（鳥取県教育委員会　令和２年９月）
◇「鳥取県教育振興基本計画（２０１９年度～２０２３年度）」（鳥取県教育委員会）
◇「教育振興基本計画」（閣議決定　平成３０年６月）
◇「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」（文部科学省　平成１７年８月）

１８　環　境　教　育

１　環境教育の重要性

豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが大切である。このため、学校、家庭、地域が連携し、子どもから大人まで一人一人が、知識だけでなく体験活動を通じ、環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結び付けられるよう環境教育を推進することが重要である。

教育基本法には「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。（第２条第４項）」、学校教育法には「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。（第２１条第２項）」が教育の目標の一つとして示されている。学校教育においても持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）をはじめとする環境教育の視点が必要である。

２　環境教育のねらい

環境教育に関する学習指導要領の理念や国際的、国内的な要請等を踏まえ小学校、中学校における環境教育の大きなねらいは、次のように整理できると考えられる。また、高等学校学習指導要領の前文で、一人一人の生徒が持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められることを示されており、総則においては、道徳教育の留意事項や各教科・科目等の目標や内容に環境教育に関連する事項が示されている。

小学校における環境教育のねらい

① 環境に対する豊かな感受性の育成
　自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性をもつことができる。
② 環境に関する見方や考え方の育成
　身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見付けて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関する見方や考え方を育むようにする。
③ 環境に働き掛ける実践力の育成
　持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、協力して問題を解決していく実践力を培うようにする。

中学校における環境教育のねらい

①環境に対する豊かな感受性や探究心の育成
　自分自身を取り巻く環境に関する事物・現象に対して、興味・関心を持ち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性や探究心を持つ。
②環境に関する思考力や判断力の育成
　様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら環境に関する課題を見いだして、多面的、総合的に解決していく課題解決の力や、追究する課題についての知識や技能とともに、データや根拠に基づき、適切な判断を行おうとする環境に関する思考力や判断力を身に付ける。
③環境に働き掛ける実践力の育成
　持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、他者との合意形成を図りながら協力して問題を解決していく実践力を培う。

高等学校における道徳教育を進めるに当たっての留意事項

環境問題が深刻となる中で、持続可能な社会の実現に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

３　「持続可能な社会づくり」の構成概念(例)

教科等の学習活動を進める中で、「持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける」ことをとおして、持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質や価値観を養う必要がある。

ＥＳＤ によって育む能力・態度については、国立教育政策研究所の「学校における持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）に関する研究［最終報告書］」（平成２４年 ３月）において提示された次の６つの構成概念（例）も参考とし、自分が行っている指導が、どの概念の理解を深めるものとなっているかを考えることが手がかりになる。そのうえで、ＥＳＤ の視点に立った学習指導で重視する能力・態度の例として７つが示されている。

表　「持続可能な社会づくり」の構成概念の関係

視点 / 上位概念	①多種多様な要素からなる視点	②互いに作用し合う視点	③ある方向へ変化している視点
人を取り巻く環境（自然・文化・社会・経済など）に関する概念	「多様性」	「相互性」	「有限性」
人（集団・地域・社会・国など）の意思や行動に関する概念	「公平性」	「連携性」	「責任性」

多様性…自然・文化・社会・経済は、起源・性質・状態などが異なる多種多様な事物（ものごと）から成り立ち、それらの中では多種多様な現象（出来事）が起きていること。

例）◆生物は、色、形、大きさなどに違いがあること

◆それぞれの地域には、地形や気象などに特色があること

相互性…自然・文化・社会・経済は、互いに働き掛け合い、それらの中では物質やエネルギーが移動・循環したり、情報が伝達・流通したりしていること。

例）◆生物は、その周辺の環境とかかわって生きていること

◆食料の中には外国から輸入しているものがあること

有限性…自然・文化・社会・経済は、有限の環境要因や資源（物質やエネルギー）に支えられながら、不可逆的に変化していること。

例）◆土地は、火山の噴火や地震によって変化すること

◆物や金銭の計画的な使い方を考えること

公平性…持続可能な社会は、基本的な権利の保障や自然等からの恩恵の享受などが、地域や世代を渡って公平・公正・平等であることを基盤にしていること。

例）◆健康でいられるような食事・運動・休養・睡眠などが保証されていること

◆差別をすることなく公正・公平に努めること

連携性…持続可能な社会は、多様な主体が状況や相互関係などに応じて順応・調和し、互いに連携・協力することにより構築されること。

例）◆謙虚な心をもち、自分と異なる意見や立場を大切にすること

◆近隣の人々とのかかわりを考え、自分の生活を工夫すること

責任性…持続可能な社会は、多様な主体が将来像に対する責任あるビジョンを持ち、それに向かって変容・変革することにより構築されること。

例）◆我が国が国際社会の中で重要な役割を果たしてきたこと

◆働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと

※なお、ここに挙げた「持続可能な社会づくり」の構成概念は、これら６つの概念に限定されるものではなく、例示である。

4　持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の視点に立った学習指導で重視する能力・態度（例）

持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）で重視する能力・態度として、以下に７つの例を示す。この能力・態度と関連付けながら、単元目標や授業目標を設定することで、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の視点に立った学習指導が展開できる。（ただし、能力・態度はこれらに限定されるものではない。）

国立教育政策研究所　教育課程研究センター
「ESDの学習指導過程を構想し展開するために必要な枠組み」より

５　学校で環境教育に取り組むための留意点

（１）発達への配慮

小学校低学年では、体験や感性が重要であり、学年が上がるに従い、課題発見と解決の実践力、行動を通じた思考・判断能力と重点となるねらいが変化する。また、環境教育では、課題を発見し、取り組み、結果を振り返る一連の過程を経て、さまざまな能力が身に付くよう学習を設計することが重要である。

（２）学校全体での取組

環境教育には、学校全体で取り組むことが不可欠である。各学校の目標、めざす児童生徒像を踏まえた上で、全教職員が環境教育にどのように取り組み、実践するかについて共通理解しておく必要がある。また、学年間・教科間での連携を積極的に図ることにより、環境教育の効果はより高められると期待される。

（３）家庭・地域とのかかわり

特に児童にとっては、地域の身近な問題に目を向けた内容を取り上げ、身近な活動から学習を始めることが有効である。また、環境保全のための取組は、日常生活の中でも意識的に行っていくことが求められている。家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に生かすことができるように配慮することが必要である。

６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」とは、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標である。２０１５年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」の中で掲げられ、２０３０年を達成年限として、１７のゴールと１６９のターゲットから構成されている。

地球環境や気候変動などの課題に国際社会が団結して取り組む必要があり、学校教育においてもこのような視点を取り入れることが求められる。

私たち鳥取県民は、豊かで美しい自然の象徴である星空を守る行動に立ち上がり、私たちの星空を、ふるさとの重要な景観と位置付けるとともに、観光や地域経済の振興、そして環境教育等に生かしていくこととし、鳥取県の美しい星空が見える環境を県民の貴重な財産として保全し、次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。
（鳥取県星空保全条例　前文より抜粋）

【参考資料】
◇　「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）推進の手引き（日本ユネスコ国内委員会　令和３月５改訂）
◇　「令和２年度　鳥取県学校教育のめざすもの」（鳥取県教育委員会　令和２年９月）
◇　「高等学校学習指導要領解説　総則編」（文部科学省　平成３０年７月）
◇　「鳥取県星空保全条例」（平成２９年１２月制定）
◇　「環境教育指導資料［中学校編］」（国立教育政策研究所　平成２８年１２月）
◇　「ＥＳＤ環境教育モデルプログラムガイドブック②」（環境省　平成２６年７月）
◇　「環境教育指導資料［幼稚園・小学校編］」（国立教育政策研究所　平成２６年１０月）
◇　「ＥＳＤの学習指導過程を構想し発展するために必要な枠組み」（国立教育政策研究所　平成２４年３月）
◇　「学校における持続可能は発展のための教育（ＥＳＤ）に関する研究」（国立教育政策研究所　平成２４年３月）
◇　「授業に活かす環境教育　パンフレット」（環境省　平成２１年）
◇　「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）と日本の取組　パンフレット」（外務省）

１９　へき地（複式）教育

１　へき地教育とへき地学校

（１）へき地教育

へき地教育とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在しており、各都道府県の条例によって指定された小・中学校段階で行われる教育のことである。

（２）へき地学校

へき地学校とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第６条に規定する施設のことをいう(へき地教育振興法第２条)。

へき地学校の指定は、「へき地教育振興法施行規則」（令和３年３月改正）による基準点数と調整点数の合計点数に基づいている。学校がある地域のへき地度により、へき地学校（１～５級）、準へき地学校（へき地学校に準ずる学校）、特別の地域に所在する学校に分けられる。

①基準点数…当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために算定した点数

②調整点数…基準点数の算定方法によっては補そくし難い特別のへき地条件を測定するために算定した点数

２　へき地教育の特性と指導

（１）へき地教育の特性

へき地教育には、「へき地性」、「小規模性」、「複式学級」の３つの特性がある。「へき地性」とは、子どもたちが生活し学ぶ環境の特性で、へき地性を児童生徒の教育環境として生かすことによって、地域社会に根ざした自主的な教育活動ができる。

へき地教育の３つの特性を相互に関連させながら、へき地学校だからこそできる教育を実践しそれを研究成果として積み重ねていくことが、へき地教育の基本である。

（２）鳥取県の複式学級の編制基準

鳥取県における複式学級の児童生徒数は、小学校・義務教育学校（前期課程）では１学級あたり１５人以下（第１学年を含まない　かつ　引き続く２の学年で編成される場合）、中学校・義務教育学校（後期課程）では８人以下と定められている。

複式学級における指導は、単式学級の場合と異なり、教育課程の編成や学習指導に多くの工夫を必要とする。

（３）複式学級における指導

複式学級では、児童生徒の実態に応じて、同じ教科で異なる単元を取り上げて指導する「異単元指導」や、複式学級の両学年とも同じ単元で指導する「同単元指導」等が行われる。また、直接指導や間接指導の指導過程をとりながら、児童生徒の能力や適性が十分に生かされるよう、指導を工夫することが求められる。

間接指導は、問題解決学習の過程の中で自力解決をする場として重要である。児童生徒

が教員の手をはなれても、教員がついている時と同じように学習が継続するようにしなければならない。興味・関心のある課題を提示し、課題を明確に把握させ、問題解決の見通しをしっかりもたせることによって、一人一人が主体的に行動したり、考えたりできるよう配慮することが大切である。

（４）複式学級の場合の教育課程編成の特例

【小学校】（小学校学習指導要領（平成２９年３月）第１章第２の３の⑴のオ）

学校において２以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

【中学校】（中学校学習指導要領（平成２９年３月）第１章第２の３の⑴のエ）

学校において２以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

３　鳥取県内のへき地学校・準へき地学校

＜へき地学校＞

該当なし

＜準へき地学校＞

南部町立会見第二小学校

２０　危　機　管　理

学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。

１　危機管理のとらえ方

危機管理とは、「人々の生命や心身に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件が発生した場合には被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処し、再発防止の対策を講じること」と定義されている。

したがって、危機管理は事前の危機管理「リスクマネジメント」と事後の危機管理「クライシスマネジメント」の２つの面からとらえられる。

【事前の危機管理】（リスクマネジメント）

○事件・事故の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理である。ここでは早期に危険を発見し、その危険を確実に除去することに重点が置かれる。

【事後の危機管理】（クライシスマネジメント）

○万が一事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発の予防と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

２　危機管理のプロセス

未然防止に向けた取組（リスクマネジメント）

【平常時】

・一人一人の児童生徒への継続的な支援
・施設・設備に関する定期的な点検等
・児童生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等

⇒

○危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
○定期的に評価し、改善していく。
○日々の教育活動の充実に努める。

危機発生時の対応（クライシスマネジメント）

【緊急時】

・危機が発生した場合、適切かつ迅速に対処
・再発の予防と通常の生活の再開

⇒

○児童生徒、教職員の生命や身体の安全を守る。
○被害を最小限度にとどめる。

３　未然防止に向けた取組（リスクマネジメント）

学級担任（高等学校：ホームルーム担任　以下同じ）・教科担任として、「生徒指導」「学習指導」「進路指導」「学校管理下の事故」「学校保健」等、教育活動全般での危機管理に対応した安全管理と安全教育の充実が求められている。そのため、児童生徒の危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぎ、児童生徒の安全を確保することが最も重要である。日頃から、一人一人の児童生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検等により、未然防止に向けた取組を行うことが大切である。そのためには、学校の組織体制の整備や教職員の危機管理意識を高めることが未然防止の第一歩と考える。

（１）危機管理マニュアルの整備（作成と改善）

各学校には、事件・事故を想定し、それぞれのリスクについての危機管理マニュアルが整備されている。危機が発生したとき、どのように対応するのか教職員の共通理解が必要である。実地訓練やシミュレーション等による卓上訓練や危機管理に関する研修を行うなど、日頃から危機管理意識をもつことが大切である。さらに、訓練によって得られた課題をもとに、危機管理マニュアルがより機能するものに改善していくことが重要である。また、児童生徒の危機回避能力や防災に対応する能力を育成するためには、発達の段階に応じて安全教育に取り組むことも大切である。

（２）学級担任等の危機管理

教師は、学校生活におけるさまざまな場面で、児童生徒の安全を確保することが最も大切である。平常時における問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組が大切である。また、他校で起きた危機の事例を他人事と捉えず、事例から学ぶことや児童生徒の「登下校」「授業中」「給食時間」等、学校生活におけるさまざまな場面での危機を想定しながら、危機管理のあり方や対応について検討する必要がある。チェックリストは、危機管理意識を高めるための一つの効果的な手法である。

４　危機発生時の対応（クライシスマネジメント）

危機が発生した場合には、適切かつ迅速に対処することが大切である。

（１）危機発生時の対応のポイント

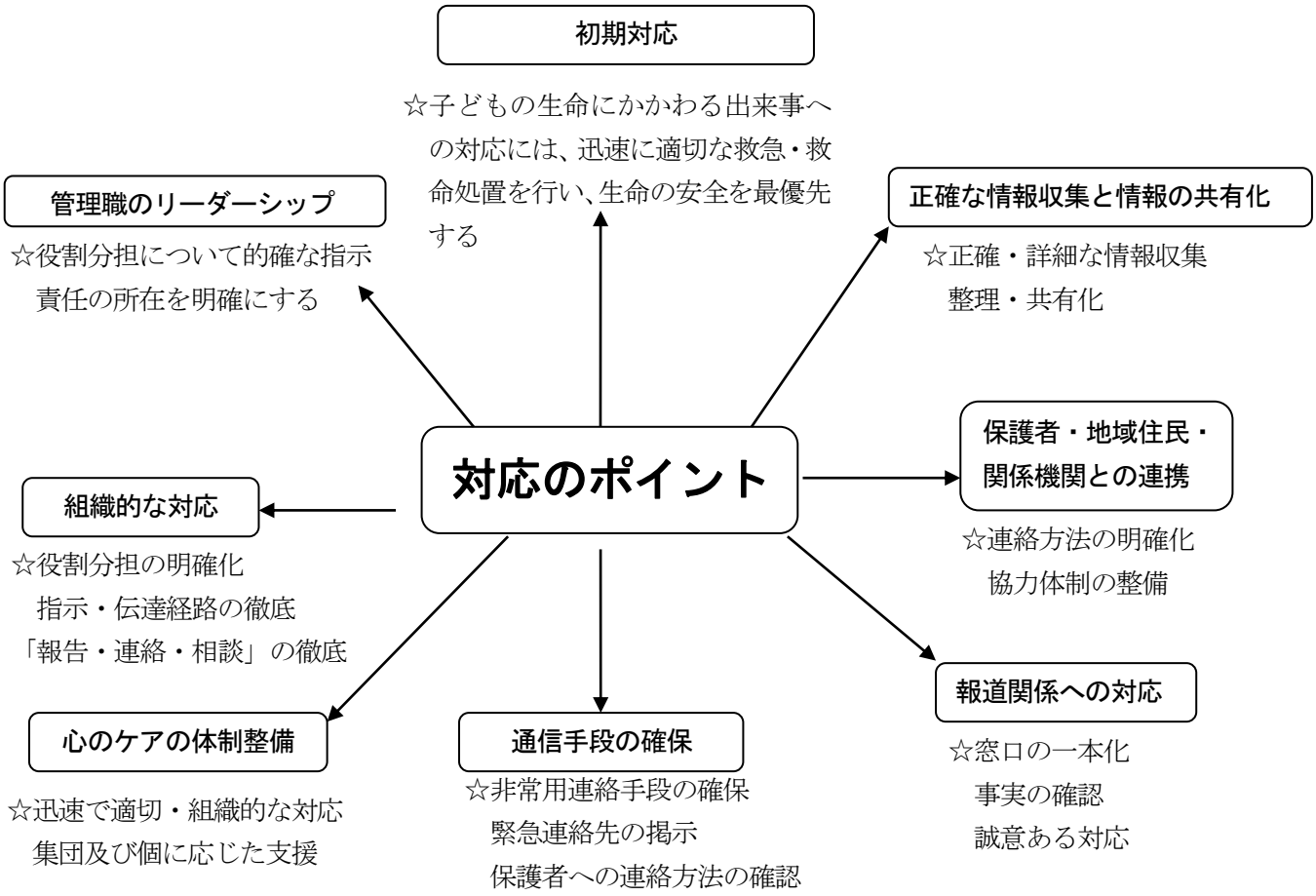

（「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－」（文部科学省　平成２２年７月））

（２）児童生徒の心のケア

心のケアを適切に行うためには、児童生徒に現れるストレス症状の特徴や基本的な対応を理解しておくことが必要である。また、児童生徒の心身の健康問題の背景は、複雑化・多様化していることから、学級担任の関わりのみで解決することは困難である。問題の把握にあたっては、児童生徒に関わる情報の収集をはじめ、関係者との情報交換等により多角的な視点から観察し、児童生徒を多面的・総合的に理解する必要がある。児童生徒の支援にあたっては、保護者の理解と協力を得ることが不可欠であるため、保護者との信頼関係の構築に日頃から努めておくことが大切である。

【学級担任等の役割のポイント】

①メンタルヘルスに関する基本的な知識の習得に努める。

②朝の健康観察や授業時間、休み時間、給食・昼食の時間、放課後の活動などにおいて、児童生徒の表情、ことば、身体、行動、態度、人間関係等に現れたサインをとらえるため、きめ細かな観察をして心身の健康問題の早期発見に努める。

③気になる児童生徒だけでなく、すべての児童生徒について理解するよう努める。

④この子はいつも○○な子だからという先入観にとらわれず、様々な視点から児童生徒を見るように心がける。

⑤保護者及び児童生徒が学級担任に相談しやすい人間関係づくりに努める。

⑥養護教諭をはじめ関係者と連携しながら組織的に対応する。

⑦養護教諭と相互に連携して健康相談、保健指導を行う。

【参考資料】

◇「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省　平成３１年３月）

◇「学校における危機管理対応について（参考指針）」（鳥取県教育委員会　平成３０年）

◇「チェックリスト　学級担任の危機管理」（成瀬　仁　教育図書　平成２５年２月）

◇「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省　平成２４年３月）

◇「子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー」（文部科学省　平成２２年７月）

◇「危機管理意識を高める研修を実施するために『いざ』というとき、あなたは」（岡山県総合教育センター　平成２２年２月）